平成２１年（フ）第３５２２号
大阪府東大阪市近江堂１丁目３番５号
破産者　石田　一惠
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５７３号
大阪市北区天神橋４丁目３番17―303号
破産者　高島こと　金　　福心
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３５７５号
兵庫県宝塚市山本野里１丁目46番25号
破産者　別役　弘高
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６０１号
大阪府東大阪市中野１―16―１ココ中野305、住民票上の住所大阪府松原市天美西１丁目８番26号
破産者　村田　隆徳
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６１５号
大阪府寝屋川市萱島東１丁目20番15号、前住所大阪府枚方市長尾元町７丁目11番37号
破産者　檜森　剛司
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６５３号
大阪府東大阪市六万寺町２丁目１番１号メゾンドール植田307号、前住所大阪府東大阪市下小阪２丁目６番17―212号
破産者　馬場　一誠
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３６７９号
大阪府豊中市上野東２丁目４番15号、前住所東京都青梅市本町146番地の１　ドラゴンマンション青梅壱番館302号
破産者　阿部　陽子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７０６号
大阪市旭区生江１丁目３番28号
破産者　仲　政次郎
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７５０号
大阪市住吉区我孫子西２丁目８番11号　王鴻あびこマンション３―Ｃ
破産者　森田　和子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３７８６号
大阪市生野区田島４丁目20番３―501号
破産者　松田　　隆
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８０５号
大阪市淀川区東三国２丁目９番21―705号
破産者　下川洋一郎
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１９８１号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁281番地１　パストラルハイム諏訪森804号
破産者　池田英理子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２５０号
堺市中区土塔町2017番地33
破産者　小野木工こと　小野　和正
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
大阪府高石市綾園７丁目４番15―104号
破産者　田野　良一
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６０２号
堺市中区土師町４丁10番11号
破産者　青木　善法
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６３２号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目４番１号、前住所神戸市中央区筒井町３丁目４番９号
破産者　久枝　繁美
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６６０号
大阪府松原市新堂３丁目293番地の１　Ａ201号、開始決定時の住所大阪府松原市高見の里６丁目20番９号
破産者　手打ちうどん浜口屋こと　濱口　耕司
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６６１号
大阪府松原市新堂３丁目293番地の１　Ａ201号、開始決定時の住所大阪府松原市高見の里６丁目20番９号
破産者　濱口　幸子
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
大阪府柏原市大正１丁目２番２号
破産者　山崎歯科医院こと山﨑巖こと　山﨑　巖
1　決定年月日　平成21年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係